

独立行政法人国立美術館職員給与規則

平成18年3月31日

国立美術館規則第17号

[一部改正：令和8年1月23日 国立美術館規則第2号]

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館職員就業規則（平成18年国立美術館規則第16号。以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 俸給 (2) 諸手当 管理職手当 主任研究員手当 扶養手当 地域手当 住居手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
期末手当 勤勉手当		夏季及び冬季にその都度定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人国立美術館職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成18年国立美術館規則第18号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当、主任研究員手当及び地域手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めるとき

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第19条、第27条から第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及びこれに対する地域手当の月額合計額を当該年度の一月あたりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 俸給

（俸給）

第10条 俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表

(2) 技能・労務職俸給表

(3) 研究職俸給表

2 前項に掲げる俸給表は別表第1のとおりとする。

(新たに採用する者の俸給決定)

第12条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第12条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定)

第15条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

(昇給)

第16条 職員の昇給は、昇給の時期前1年間における勤務成績に応じて、行うものとする。

(昇給の時期)

第17条 前条の規定による昇給の時期は、1月1日とする。

### 第3章 給与の特例等

(休職者等の給与)

第18条 就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）のうち、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 職員が独立行政法人国立美術館職員育児・介護休業規則（平成18年3月31日国立美術館

規則第29号。以下「育児・介護休業規則」という。)第2条第1項の規定による育児休業、同規則第2条の2第1項の規定による出生時育児休業及び同規則第7条第1項の規定による介護休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。

8 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業規則第12条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第1項による。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しない場合は、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則第47条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第11条の規定により勤務しない時間、同規則第13条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規則第18条第5項から第7項までの規定により90日を超えて特定病気休暇を承認された日、若しくは試用期間中の職員が90日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第47条に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日(結核性疾患の場合にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。)

#### 第4章 諸手当

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、別表第2に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に当該表に定める手当額を支給する。

2 管理職手当には、勤務が深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(主任研究員手当)

第21条 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う主任研究員に対し、時間外勤務手当として主任研究員手当を支給する。

2 主任研究員手当の月額額は、俸給月額に100分の12の割合を乗じて得た額とする。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、別に定める扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、別に定める者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(地域手当)

第23条 地域手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める別表第3で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合(これらの職員が異動前の地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)、異動の日から3年間、次の各号に掲げる期間に応じ、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合に当該各号に定める割合を乗じて得た割合による地域手当を支給する。ただし、人事上の必要があ

る場合その他理事長が必要と認める場合には当該職員に対する地域手当の支給について、理事長が別に定める。

- (1) 異動の日から1年を経過するまでの期間 100分の100
  - (2) 異動の日から2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100分の80
  - (3) 異動の日から3年を経過するまでの期間（前各号に掲げる期間を除く。） 100分の60
- (住居手当)

第24条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住している職員その他別に定める職員を除く。）
- (2) 第26条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（国等から貸与された宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

(通勤手当)

第25条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項第1号又は第3号に掲げる職員で、住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

(単身赴任手当)

第26条 国立美術館の職員となること、勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、

住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との均衡上必要があると認めた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(超過勤務手当)

第27条 勤務時間等規則第6条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項において、超過勤務手当が支給されることとなる時間及び次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる時間を合わせた時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合には、100分の175）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 超過勤務手当は、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

(休日出勤手当)

第28条 勤務時間等規則第6条の規定により同規則第9条に規定する休日（同規則第10条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日出勤手当として支給する。ただし、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

2 勤務時間等規則第12条の規定を適用される職員の所定の勤務時間が、同規則第9条第3号から第5号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合（同規則第12条の規定に基づき、当該日の休日を別に割り振られた場合を除く。）には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。

(夜勤手当)

第29条 勤務時間等規則第12条の規定を適用される職員のうち、同規則第6条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く）。ただし、第20条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び第21条の規定に基づき主任研究員手当を受ける職員には支給しない。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下 第31条においてもこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

## 第5章 規則の実施

(実施に関し必要な事項)

第32条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年4月1日における俸給の切替)

2 施行日の前日から在職する職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。

附 則 (平成18年6月29日 国立美術館規則第48号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日 国立美術館規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(管理職手当の改正に伴う経過措置)

2 施行日の前日から管理職手当を支給されている職員のうち、改正後の別表第2に定める管理職手当額が施行日の前日に受けていた管理職手当額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則 (平成19年9月4日 国立美術館規則第10号)

この規則は、平成19年9月4日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月12日 国立美術館規則第13号)

この規則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月27日 国立美術館規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月19日 国立美術館規則第25号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日 国立美術館規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月1日における俸給の切替に伴う経過措置)

2 附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

(管理職手当の現給保障に関する経過措置)

3 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.76を乗じて得た額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成21年12月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

附 則 (平成22年3月31日 国立美術館規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(管理職手当の支給額)

2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間については、別表第2に定める額に100分の95の割合を乗じて得た額とする。

(出向者等にかかる地域手当の異動保障)

- 3 他機関との人事交流の推進を図るため、国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」という。）に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により引き続き職員となり、別表第3に掲げる異動後の地域手当の支給割合が、異動日の前日において在職した国等の地域手当（これに相当する手当を含む。）の支給割合に達しないこととなる場合には、当該出向等の期間にあっては、異動日の前日に国等において受けていた支給割合により地域手当を支給する。
- 4 前項の場合、異動日後に出向元の国等で支給割合が改定された場合で、国立美術館で定める支給割合が当該改定された支給割合に達しない場合には、改定された支給割合を当該改定の日から補償する。

附 則（平成22年6月25日 国立美術館規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
(管理職手当の支給額)
- 2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の管理職手当の支給額については、独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年3月31日国立美術館規則第5号）附則第2項の規定にかかわらず、別表第2に定める額とする。  
(地域手当の暫定支給割合)
- 3 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の地域手当の支給割合については、別表第3の平成22年度暫定支給割合に定める支給割合にかかわらず、別表第3の左欄に定める支給割合とする。

附 則（平成22年11月30日 国立美術館規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。  
(55歳を超える職員の俸給月額の特減支給等について)
- 2 平成30年3月31日までの間、55歳を超える職員（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下である者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下である者及び技能・労務職俸給表の適用を受ける職員を除く）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額）を減ずる。  
(平成22年12月1日における俸給の切替に伴う経過措置)
- 3 独立行政法人国立美術館給与規則（平成18年3月31日国立美術館規則第17号）附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。  
(管理職手当の現給保障に関する経過措置)

- 4 平成19年3月28日国立美術館規則第2号附則第2項の適用を受ける職員で、別表第2に定める管理職手当額が同附則の施行日の前日に受けていた管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額（以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当額のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に100分の25の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

附 則（平成23年3月22日 国立美術館規則第2号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
（平成23年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年11月30日 国立美術館規則第14号）  
この規則は、平成23年12月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第2号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年3月30日から施行し、平成24年3月1日から適用する。  
（平成24年3月1日における俸給の切替に伴う経過措置）
- 2 独立行政法人国立美術館給与規則（平成18年3月31日国立美術館規則第17号）附則第2項の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同附則の施行日の前日において受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、当該額を俸給として支給する。

附 則（平成24年3月30日 国立美術館規則第6号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
（特例期間における給与の支給）
- 2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、俸給月額から、俸給月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	支給減額率
一般職	7級以上	100分の9.77
	3級～6級	100分の7.77

	2級以下	100分の4.77
技能・労務職	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
研究職	5級以上	100分の9.77
	3級・4級	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当額の月額に100分の10を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

4 特例期間においては、勤務1時間当たりの給与額は、第2項及び第3項により算出した給与額を基礎額とする。

(平成24年4月1日における号俸の調整)

5 平成24年4月1日における号俸は次の各号のとおりとする。

(1) 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員及び次号に掲げる者を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

(2) 平成24年4月1日において30歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸及び最高号俸の1号俸下位の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれか2以上において第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の2号俸上位の号俸とする。

附 則（平成24年6月30日 国立美術館規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年6月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

（特例期間における人事交流者の給与）

2 国、地方公共団体、国立大学法人、大学共同利用機関法人、他の独立行政法人（以下「国等」という。）に在職する者が、復帰することを前提とし、期間を定めた出向等により、当法人に在職している場合には、特例期間における給与の支給に関しては、出向元である国等の特例期間における給与の支給状況に準じて取り扱うこととし、独立行政法人国立美術館職員給与規則（平成24年3月30日国立美術館規則第6号）の附則第2項から第4項については適用しな

い。

附 則（平成25年3月22日 国立美術館規則第1号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
（平成25年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第16条の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成26年3月13日 国立美術館規則第3号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。  
（平成26年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成26年4月1日において45歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第16条の規定による昇給その他号俸の決定状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成26年11月28日 国立美術館規則第9号）  
この規則は、平成26年11月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日 国立美術館規則第3号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
（平成27年4月1日における俸給の切替）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額（独立行政法人国立美術館職員給与規則の一部を改正する規則（平成22国立美術館規則第17号）附則第2項に規定する職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を俸給として支給する。

附 則（平成28年2月3日 国立美術館規則第16号）  
この規則は、平成28年2月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月29日 国立美術館規則第20号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日 国立美術館規則第2号）  
この規則は、平成29年1月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月23日 国立美術館規則第7号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日 国立美術館規則第6号）  
この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月22日 国立美術館規則第18号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日の第16条の規定による昇給その他号俸の決定状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日の号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成31年1月29日 国立美術館規則第33号）  
この規則は、平成31年1月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年1月31日 国立美術館規則第2号）  
この規則は、令和2年1月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月19日 国立美術館規則第8号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日 国立美術館規則第12号）  
この規則は、令和3年11月29日から施行する。

附 則（令和4年3月25日 国立美術館規則第6号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月23日 国立美術館規則第12号）  
この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日 国立美術館規則第13号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年1月27日 国立美術館規則第1号）

この規則は、令和5年1月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日 国立美術館規則第21号）

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

附 則（令和6年1月30日 国立美術館規則第1号）

この規則は、令和6年1月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月21日 国立美術館規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年3月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
（定年年齢の引き上げに伴う経過措置）
- 2 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
  - （1） 一般職俸給表
  - （2） 労務・技術職俸給表
  - （3） 研究職俸給表
- 3 前項の規定は、就業規則第12条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢による降任の特例（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任の特例」という。）により引き続き同一の管理監督職を占める職員には適用しない。
- 4 就業規則第12条の2に規定する他の職への降任（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任」という。）をされた職員であつて、当該他の職へ降任された日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以

下「上限額」という。)と当該職員の受ける附則第2項の規定による俸給月額」とする。

- 6 管理監督職勤務上限年齢による降任の特例により引き続き同一の管理監督職を占める職員が管理監督職勤務上限年齢により降任された場合は、異動日に附則第2項の規定により当該職員が受ける俸給月額(以下「異動日俸給月額」という。)が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第7項基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第2項の規定による当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける附則第3項の規定による俸給月額との差額」とする。

附 則 (令和7年1月24日 国立美術館規則第1号)

この規則は、令和7年1月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月28日 国立美術館規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(俸給の切替)
- 2 この規則の施行日の前日において第11条第1項第1号から第3号に掲げる俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。ただし、施行日において俸給表又は職務の級を異にする異動(以下「給与異動」という。)をする職員の新号俸については、当該給与異動がないものとした場合に附則別表の適用による号俸の切替によってその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなし、施行日に当該給与異動が行われた場合に決定される号俸とする。  
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 3 この規則の施行日の前日において職務の級が一般職俸給表8級以上又は研究職俸給表5級以上である教職員の新号俸については、その者が施行日において当該職務の級に異動又はこれに準ずるものをした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。  
(地域手当に関する経過措置)
- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第23条の適用については、別表第3中「100分の8」とあるのは「100分の9」と、「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

附 則 (令和8年1月23日 国立美術館規則第2号)

この規則は、令和8年1月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則別表

(1) 一般職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			

旧号俵	新 号 俵							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							

旧号俵	新 号 俵							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

## (2) 技能・労務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39

旧号俵	新 号 俵			
	1級	3級	4級	5級
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	

旧号俵	新 号 俵			
	1級	3級	4級	5級
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

## (3) 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	2
11	3	1	1	2
12	4	1	1	2
13	5	1	1	2
14	6	1	1	3
15	7	1	1	3
16	8	1	1	3
17	9	1	1	3
18	10	2	1	3
19	11	3	1	4
20	12	4	1	4
21	13	5	2	4
22	14	6	2	
23	15	7	2	
24	16	8	2	
25	17	9	3	
26	18	10	3	
27	19	11	3	
28	20	12	3	
29	21	13	4	
30	22	14	4	
31	23	15	4	
32	24	16	4	
33	25	17	5	
34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	

旧号俵	新 号 俵			
	3 級	4 級	5 級	6 級
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	
71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			

## 別表第1(第11条関係)

## 一般職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額 円									
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				



## 別表第1(第11条関係)

## 技能・労務職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300

## 別表第1(第11条関係)

## 技能・労務職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		

## 別表第1(第11条関係)

## 技能・労務職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

## 別表第1(第11条関係)

## 研究職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100	569,000
2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300	575,900
3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000	581,000
4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900	585,300
5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800	589,200
6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800	592,200
7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500	594,300
8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400	596,300
9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200	
10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300	
11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600	
12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100	
13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100	
14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100	
15	221,000	277,600	362,400	408,200		
16	222,800	279,800	363,300	409,700		
17	224,500	281,900	364,400	411,200		
18	226,300	284,200	365,600	412,800		
19	228,100	286,500	366,800	414,400		
20	229,900	288,900	368,000	416,100		
21	231,700	291,200	369,200	417,300		
22	233,500	293,300	370,300	418,700		
23	235,200	295,400	371,300	420,100		
24	236,900	297,400	372,300	421,400		
25	238,600	299,400	373,400	422,700		
26	240,700	301,300	374,400	424,000		
27	242,600	303,200	375,300	425,500		
28	244,500	305,100	376,300	427,000		
29	246,400	307,000	377,200	428,200		
30	247,500	308,500	378,000	429,400		
31	248,600	310,000	378,800	431,000		
32	249,700	311,500	379,600	432,500		
33	251,100	313,000	380,300	433,800		
34	252,400	314,500	381,000	435,200		
35	253,800	316,000	381,800	436,600		
36	255,200	317,400	382,600	438,000		
37	256,600	318,800	383,300	439,400		
38	258,100	319,700	384,000	440,800		
39	259,600	320,600	384,800	442,200		
40	261,200	321,400	385,600	443,600		
41	262,600	322,100	386,400	444,700		
42	263,900	322,600	387,600	446,000		
43	265,300	323,100	388,800	447,400		
44	266,700	323,500	390,000	448,700		
45	268,200	323,900	390,700	449,500		
46	269,500	324,400	391,700	450,300		
47	270,700	324,900	392,500	451,200		
48	271,900	325,300	393,200	452,100		
49	273,100	325,700	393,900	452,900		
50	274,200	326,100	394,600	453,700		
51	275,300	326,400	395,200	454,300		
52	276,400	326,900	395,800	455,100		
53	277,400	327,300	396,400	455,500		
54	278,500	327,700	397,100	456,100		
55	279,500	328,100	397,900	456,600		

## 別表第1(第11条関係)

## 研究職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
56	280,500	328,400	398,700	457,100		
57	281,500	328,800	399,300	457,600		
58	282,200	329,100	400,100			
59	282,700	329,500	400,800			
60	283,300	329,800	401,500			
61	283,900	330,200	402,100			
62	284,500	330,700	402,800			
63	285,100	331,300	403,400			
64	285,600	331,800	404,100			
65	286,200	332,200	404,800			
66	286,700	332,800	405,400			
67	287,300	333,300	406,000			
68	287,800	333,900	406,700			
69	288,400	334,400	407,400			
70	289,100	334,900	407,900			
71	289,700	335,400	408,500			
72	290,300	336,000	409,100			
73	290,900	336,500	409,600			
74	291,500	337,200	410,200			
75	292,100	337,900	410,800			
76	292,800	338,600	411,300			
77	293,400	339,200	411,800			
78	294,100	339,800	412,300			
79	294,800	340,500	412,800			
80	295,300	341,200	413,500			
81	295,900	341,900	413,900			
82	296,500	342,600				
83	297,200	343,200				
84	297,800	343,800				
85	298,300	344,300				
86	298,900	344,800				
87	299,600	345,200				
88	300,200	345,600				
89	300,700	345,900				
90	301,300	346,400				
91	302,000	346,700				
92	302,600	347,100				
93	303,200	347,400				
94	303,800	347,700				
95	304,400	348,100				
96	305,000	348,500				
97	305,300	349,000				
98	305,800	349,500				
99	306,400	350,000				
100	306,900	350,500				
101	307,300	351,000				
102	307,700	351,500				
103	308,000	351,900				
104	308,400	352,400				
105	308,800	352,800				
106	309,200	353,200				
107	309,600	353,700				
108	309,900	354,100				
109	310,100	354,600				
110	310,500	355,000				

## 別表第1(第11条関係)

## 研究職俸給表(R7.4.1適用)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
111	310,800	355,400				
112	311,000	355,800				
113	311,300	356,300				
114	311,600	356,700				
115	311,900	357,100				
116	312,200	357,500				
117	312,400	358,000				
118	312,700	358,400				
119	312,900	358,800				
120	313,200	359,200				
121	313,500	359,600				

別表第2 (第20条管理職手当関係)

職名	俸給表	職務の級	手当額
事務局長	一般職	9級	130,300円
		8級	117,100円
次長、審議役及び副センター長	一般職	9級	104,200円
		8級	94,000円
		7級	88,500円
部長	一般職	7級	88,500円
		6級	83,100円
課長及び担当課長	一般職	6級	72,700円
		5級	69,400円
副館長、国立工芸館長、学芸調整役及び副センター長	研究職	5級	129,300円
課長及び学芸担当課長	研究職	5級	90,500円
		4級	78,400円

別表第3 (第23条地域手当関係)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
神奈川県	相模原市	100分の12
京都府	京都市	100分の8
大阪府	大阪市	100分の16
石川県	金沢市	100分の4